

実践 法人税

CONTENTS

第1章 令和3年度改正のポイント

1. 研究開発税制	2
2. 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	6
3. 認定事業適用法人の欠損金の損金算入の特例の創設	9
4. 株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の 特例の創設	10
5. デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設	10
6. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設	11
7. 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の 適用期限を2年延長	12
8. 大企業の特別措置法適用制限	13
9. 中小企業者等の貸倒引当金の特例	13

第2章 収益の計上時期における実務上のポイント

1. 益金の額	16
2. 資産の販売	16
3. 有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供	16
4. 無償による資産の譲受け	16
5. その他の取引	16
6. 資本等取引	16

7. 資本金等の額	17
8. 法人税法における収益の計上基準	17

第3章 前払費用の法人税での取扱い

1. 損金の額	24
2. 前払費用	24

第4章 消耗品費等の法人税での取扱い

1. 原則	28
2. 特例	28
3. 適用にならないもの	28
4. 事務用消耗品	28
5. 作業用消耗品	28
6. 包装材料	28
7. 広告宣伝用印刷物	28
8. 見本品	29

第5章 債務確定基準

1. 債務確定基準	32
2. 債務の確定の判定	32
3. 損害賠償金	32

第6章 別表四と五（一）の仕組みと関係

1. 別表四の機能	34
2. 別表四の記載	34
3. 別表五（一）の構造	36
4. 別表五（一）の作成	36

第7章 租税公課の法人税における取扱いと

未払法人税等の計上

1. 原則	38
2. 損金不算入となる租税公課	38
3. 租税公課の損金算入時期	38
4. 未払法人税等の計上	39

第8章 役員給与

1. 会社法上の報酬等	42
2. 役員給与の取扱い	42
3. 役員退職金の取扱い	47

第9章 従業員給与

1. 過大な使用人給与の損金不算入	50
2. 使用人賞与の損金算入時期	50

第10章 会社と役員間における不動産の取引

1. 役員の所有する土地を低額で法人に譲渡するケース	52
2. 法人の所有する土地を低額で役員に譲渡するケース	52
3. 役員の所有する土地を高額で法人に譲渡するケース	53
4. 法人の所有する土地を高額で役員に譲渡するケース	53
5. 参考条文	53

第11章 資本的支出と修繕費

1. 資本的支出	56
2. 資本的支出の例示	56
3. 修繕費	56
4. 少額又は周期の短い費用	56
5. 形式基準	57
6. 資本的支出と修繕費の区分の特例	58
7. ソフトウェアに係る資本的支出と修繕費	59

第12章 資本的支出の取得価額の特例

1. 原則	62
2. 特例	62
3. 中小企業者等の少額減価償却資産の特例	64

第13章 貸倒引当金計上時の実務上のポイント

1. 貸倒損失	66
2. 貸倒引当金の損金算入	68
3. 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金	68
4. 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金	70

第14章 交際費等の取扱い

1. 交際費等の意義	74
2. 交際費等の損金不算入	74
3. 交際費等になるもの、ならないもの	75

第15章 保険料の取扱い

1. 生命保険料の取扱い	78
2. 保険期間3年以上の定期保険又は	
第三分野保険の保険料の取り扱い	83
3. 損害保険料の取扱い	85

第16章 リース取引

1. 税法におけるリース取引の意義と取扱い	88
2. 売買取引として取り扱われた場合の減価償却費の計算	89
3. 金銭の貸借とされるリース取引	90

第17章 給与等の支給額が増加

した場合の法人税額の特別控除

1. 人材確保等促進税制	92
2. 中小企業者等向け措置	94

第18章 主な決算チェックポイント

1. 売上関係	98
2. 売上原価関係	98
3. 給与関係	98
4. 減価償却資産関係	98
5. 引当金関係	99
6. 交際費関係	99
7. その他の費用・損失関係	99

第1章 令和3年度改正のポイント

第1章 令和3年度改正のポイント

1 研究開発税制

(1) 総額型

- ① 税額控除率6%～14%を2%～14%に下限を引き下げた上、適用期限を令和3年3月31日から令和5年3月31日までに2年延長

改正前		改正後	
増減割合	税額控除率	増減割合	税額控除率
8%超	$9.9\% + (\text{増減割合} - 8\%) \times 0.3$ (上限14%)	9.4% 超	$10.145\% + (\text{増減割合} - 9.4\%) \times 0.35$ (上限14%)
8%以下	$9.9\% - (8\% - \text{増減割合}) \times 0.175$ (下限6%)	9.4% 以下	$10.145\% - (9.4\% - \text{増減割合}) \times 0.175$ (下限2%)

- ② 試験研究費割合が10%超の場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を2年延長

イ 税額控除率に、次で計算した金額を上乗せします。

上記で計算した割合 $\times \{ (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5 \text{ (上限10\%)} \}$

ロ 控除税額の上限に、次で計算した金額を上乗せします。

当期の法人税額 $\times \{ (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2 \text{ (上限10\%)} \}$

- ③ 基準年度比売上金額減少割合が2%以上、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度（ベンチャー企業で控除税額の上限が40%となる特例の適用を受ける事業年度を除きます。）の控除税額の上限を5%上乗せします。

(定義)

- ① 比較試験研究費の額：適用年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額の合計額を当該3年以内に開始した各事業年度の数で除して計算した金額。
- ② 増減試験研究費割合（増減割合）＝

$$\frac{\text{試験研究費の額} - \text{比較試験研究費の額}}{\text{比較試験研究費の額}}$$
- ③ 平均売上金額：適用年度及び適用年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の売上金額の平均額。
- ④ 試験研究費割合＝
$$\frac{\text{適用年度の試験研究費の額}}{\text{平均売上金額}}$$

控 除 上 限 額	法人税額の25%（研究開発を行う一定のベンチャーは40%） （上乗せ） ① 中小法人＊：10%上乗せ（増減割合8%超の場合） ② 試験研究費割合10%超の場合＊ （試験研究費割合－10%）×2（上限10%）を上乗せ	法人税額の25%（研究開発を行う一定のベンチャーは40%） （上乗せ） ① 中小法人＊：10%上乗せ（増減割合9.4%超の場合） ② 試験研究費割合10%超の場合＊ （試験研究費割合－10%）×2（上限10%）を上乗せ ③ 基準年度と比べ、売上2%以上減少、かつ、試験研究費増加の場合は5%上乗せ（一定のベンチャーは除く）
-----------------------	---	--

＊控除上限額は、改正前も改正後も中小法人の10%上乗せと試験研究費割合10%超の上乗せはいずれかを選択。